

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
1	松山市の人口は52万、石井は5万8千、松山市のかなめの石井をどのようにとらえどのようなまちづくりをしていきたいのか。私たちが一緒になって相談させていただきたいと思っている。	都市整備の基本方針である「都市計画マスタープラン」において、石井地区を含む南東部地域については、いよ立花駅周辺及び国道33号沿道を地域の生活拠点とするまちづくり、中高密度住宅地の形成をはじめとする快適な生活環境の確保、また石手川や重信川等の水辺環境の保全、活用による地域環境の創出を図ることにしています。	都市整備部
2	人口58,000人の石井支所、公民館について建物、駐車場が狭い。	石井支所については、平成24年度から隣接地の駐車場を来庁者用駐車場として6台分借り上げ、来庁者へのサービス向上を図っています。また、石井支所は、26年度から増築・改修工事として、支所会議室の増築も行う予定ですので、完成すればより多くの地区住民の方にご利用いただけるものと考えています。	市民部
3	可燃ごみの収集について、遅いところでは14時半くらいまで放置されている。遅くても午前中には回収してほしい。	本市には、現在、可燃ごみと資源ごみの集積場所がおよそ20,000箇所あり、ごみ収集作業は、地区ごとに曜日を定め、安全確保と効率化を図りながら、必要最低限の人員・車両によって行っています。迅速な作業に努めていますが、ごみの排出状況によっては収集時間が遅くなることもあります。引き続きごみの減量にご協力ください。	環境部
4	ごみステーションの設置について基準を見直してほしい。集合住宅については、戸数に関わらず設置を義務付けてほしい。1,000㎡以上の開発についても義務付けてほしい。	ごみ集積場所については、収集作業の安全確保と効率化を図るとともに、良好な生活環境の保全が図られるよう「松山市ごみ集積場所要綱」を制定し、利用世帯数を定めた設置基準を設けています。全ての集合住宅等に、ごみ集積場所の設置を義務付けることは、ごみ集積場所の乱立につながり、収集作業の安全性の確保や効率性などを損なう可能性があることから、困難です。引き続き、ごみ出しマナーの向上にご協力ください。	環境部
5	ペットボトルの分別収集について、周知が足りない。今後チラシを家庭に配るのをどのように考えているか。広報まつやまの活用をどのように考えているか。	ペットボトルの分別収集については、日ごろから、チラシの配布、広報紙・メディアの活用等による周知啓発を図るとともに、地元地域の役員さん等のご協力などによる現場等での周知啓発により、23年4月の分別収集開始当初に比べると全市的に適正な分別排出が浸透してきているものと考えています。今後においても、広報紙等の活用や、市民に分かりやすい看板やチラシ等の作成を行うほか、地域の皆さんから説明会の開催のご要望がありましたら、職員が出向いての説明会を開催するなど、引き続き分別ルールの周知啓発に努めていきたいと考えています。	環境部

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
6	清掃部門だけでなく、全市職員が1か月に1回くらいごみステーションに立ったらどうか。	ごみ集積所の市職員の現地対応については、地元の要請等に基づき、清掃課職員が現地に出向き、地元関係者ととともに現地指導や分別排出の適正化に向けた検討などを行っており、今後も、地域の実情に応じた個別の対応を行います。	環境部
7	災害時の要援護者対策について、障がい者トイレとか手話介護など、いろんな障がいをお持ちの方たちにどのような援護がされるのか。今後、見直しをされると思うが、抜本的な見直しをお願いしたい。	災害時の要援護者に対する対策については、松山市地域防災計画の中で要援護者支援対策マニュアルを策定し、緊急連絡体制の整備のほか、備蓄物資の整備や避難誘導體制の整備、避難所での生活環境の配慮などさまざまな支援体制等を計画に定めています。 災害時に民生・児童委員や自主防災組織などが協力して、地域の中で援護が必要な方々の安否確認や避難誘導等を行うことができる体制づくりを進めています。現在、地域防災計画の見直しを進めており、今後、災害対策基本法の改正や石井地区でのモデル的な取り組みを踏まえて、要援護者支援対策マニュアル見直しを行うとともに、高齢者や障がい者、病弱者など一般の避難所では支障をきたす方のための福祉避難所の運営管理マニュアルの策定も進め、手話通訳者、要約筆記者の養成を引き続き図ることにしています。	保健福祉部
8	現場で一番活躍している民生委員に個人情報伝わらない。個人情報伝わるよう条例改正を考慮してほしい。	さまざまな福祉施策を実施する上で必要な情報については、現在も民生委員に提供しており、条例の改正は必要ないものと考えています。	保健福祉部
9	石井東地区は農道水路を暗渠拡幅して生活道路としている。道路の持つ役割は非常に大きい。石井東地区の東西に1本、南北に1本道路を新設してほしい。	石井地区においては、東西に北久米和泉線、南北に桑原今在家線を幹線道路として都市計画決定しています。その整備については、外環状道路との接続もあることから、外環状道路の事業進捗や、財政状況を考慮し、検討することとしています。	都市整備部

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し) 及びその理由	担当部局
10	国道33号の植え込みに雑草がたくさんある。ぜひ取っていただきたい。	国道を維持管理する国土交通省にご意見をお伝えしています。なお、国道の街路樹の維持管理については、原則年に1回中央分離帯と植樹帯の草刈りをしているほか、住民が清掃美化活動に取り組む「あいロード制度」が設けられていることです。こうした道路の清掃等にご協力いただく取り組みは、県道及び市道にもありますので、身近な道路の維持管理にご協力をお願いします。	都市整備部
11	ボランティア活動をしていて怪我をした場合の対応について。	各地域で取り組まれる自発的なボランティア活動中の事故に対する保険については、実施しようとする活動に応じ、民間の損害保険など必要な保険に加入する必要があります。なお、松山市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているグループ等については、有償でボランティア活動保険に加入することができます。加入条件や補償内容、保険料等については、保険会社等へお問合せください。	保健福祉部
12	国道33号から東の外環状道路はいつごろから事業にかかるのか。	松山外環状道路のうち、国道33号から東の区間については、国、県、市による事業主体の決定をはじめとする協議等が必要であること、また、現在事業中の空港線やJR松山駅周辺整備事業等の事業もあることから、引き続き事業着手に向けて国、県等と連携を図っていくことにしています。	都市整備部
13	東石井の県職員グラウンドが売りに出ている。地区のスポーツ、災害時の備えとして市の方で確保できるよう尽力してほしい。	東石井の県職員グラウンドは、進入路が狭いことや土地の形状や規模などから、市が整備する全市民を対象としたスポーツ施設としては適さないと考えています。また、現在、県において一般開放もされ、一般の方の利用も可能であることから、グラウンドの購入は考えていません。	総合政策部
14	県道久米垣生線の暗渠化について。	ご意見を県にお伝えしたところ、地域からの要望書が提出されれば事業化を検討するとの回答をいただいていますので、地域においてご要望のとりまとめをお願いします。	都市整備部